

## 大津市とびわこ成蹊スポーツ大学との協力に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）は、市内に立地するスポーツ大学としての存在を最大限に活かし、本市の有する豊富な自然の中で健康増進を図るとともに、オリンピック、パラリンピック、国体等で活躍できるスポーツ競技力の向上に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を踏まえたまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、協力を深めることにより、協力事項の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- (1) 健康増進と生涯スポーツの振興
- (2) 競技力向上と障害者に係るスポーツの振興
- (3) 子どもや青少年の教育・健全育成
- (4) 環境学習をはじめとする生涯学習の推進
- (5) 地域の活性化や観光・経済・産業の振興
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

### （推進体制）

第3条 前条の協力事項を推進するために、必要な会議を設置することができる。

### （協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成28年3月30日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

### （定めのない事項）

第5条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携及び協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

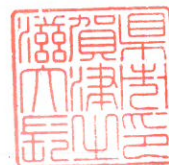
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市

大津市長

越 直 美



大津市北比良1204番地  
乙 びわこ成蹊スポーツ大学

学 長

嘉 田 由 紀 子

